

平成25年(ワ)第515号、同第1476号、同第1477号

損害賠償請求事件(国賠)

原 告 遠藤行雄ほか46名

被 告 国 ほか1名

第13準備書面

平成27年7月3日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告国訴訟代理人弁護士

樋渡利美



被告国指定代理人

岩崎慎也



寺岡拓也



千葉健一



大友亮介



杉山典子



宮崎繁人



瀬島由紀子



前沢智樹



田原昭彦



早田祐介



宇波なほ美



安岡美香子



山田一哉代
川本勝興代
志村直之代
大塚涉大塚
内藤武夫代
松島雄基代
齋藤圭一代
鶴園孝夫代
竹本亮代
武田龍夫代
泉雄大代
三田裕信代
松原崇弘代
村川正徳代
中川幸成代
木村真一代
谷川泰淳代
青木一哉代
村田真一代
足立恭二代
荒川一郎代

忠内 厳 大	
熊谷 和 宣	
照井 裕 之	
森田 深	
渡邊 桂 一	
鈴木 健 之	
桐原 大 輔	
石井 大 貴	
高木 駿 平	
加藤 彰 二	
村上 豊	
金井 貴 大	
細川 成 己	
石崎 裕 司	
梅原 哲 也	
川原 佑 介	

第1	本準備書面の骨子	1
第2	基本設計ないし基本的設計方針の考え方	3
1	炉規法の安全規制においては段階的安全規制の体系が採られていること	3
2	基本設計ないし基本的設計方針の意義等	4
第3	原告ら第29準備書面における具体的結果回避措置について	7
1	設計基準事象としての具体的回避措置について	7
2	シビアアクシデント対策としての具体的回避措置について	16
第4	原告ら第32準備書面に対する反論	17

第1 本準備書面の骨子

1 基本設計ないし基本的設計方針という概念は、炉規法の法文上定義されたものではなく、工学的分野における設計において一般的に認められた概念であり、原子炉施設の安全性に係る設計の基本的考え方である。

津波に対する事故防止対策については、基本設計ないし基本的設計方針において、敷地高さを想定される津波の高さ以上のものとして津波の侵入を防ぐことを基本とし、津波に対する他の事故防止対策も考慮して、津波による浸水等によって施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないものとすることを求めている。福島第一発電所においては、津波の性質上、波高等に不確定な要素があることを考慮しても、敷地高さと想定津波との間に十分な高低差があることをもって、津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針とされたものであるから、福島第一発電所における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針においては、福島第一発電所の敷地高さを超えて津波が到来しないことを前提としているといえる（後記第2）。

2 原告らが、原告ら第29準備書面（7ページ以下）で主張する具体的結果回避措置のうち、①建屋や非常用電源設備等の重要機器の水密化、②配電盤等の電源設備の設置場所の多様化、分散配置は、いずれも福島第一発電所の敷地高さを超えて津波が到来することを前提とした対策であるから、福島第一発電所における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針の変更をするものである。また、③直流電源の確保は、長時間の全交流電源喪失に対応するための直流電源の確保を求めるものであれば、シビアアクシデント対策を求めるものであるところ、法規制の対象外であったシビアアクシデント対策は、基本設計ないし基本的設計方針及び詳細設計の問題とはなり得ない。④可搬式電源設備（電源車等）の配置も、福島第一発電所の敷地高さを超えて到来した津波の侵入により非常用ディーゼル発電機等の機能喪失を想定した対策であれば、福島第一発電所における津波対策に係る基本設計ないし基

本的設計方針の変更を要するものである。⑤冷却機能の確保についても、福島第一発電所の敷地高さを超える津波が到来することを前提として、複数の確実な注水手段を講じるべきとの趣旨であれば、福島第一発電所における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針の変更を要するものである。

また、原告らは、シビアアクシデント対策としての具体的結果回避措置として、省令62号8条の2、33条4項及び5項に基づき、また、同省令を改正して、①消火系ポンプによる原子炉及び格納容器への注水手段の確保、②格納容器の減圧機能の確保、③電源融通（全電源喪失対応策）を講ずるべきであった旨主張するが、これまで述べてきたとおり、シビアアクシデント対策は法規制の対象外であったのであるから、基本設計ないし基本的設計方針及び詳細設計の問題とはなり得ず、経済産業大臣が、省令62号に基づき、あるいは、同省令を改正してシビアアクシデント対策を規定し、原告らが主張する前記措置を講ずるよう技術基準適合命令を発令することはできなかつた（後記第3）。

3 原告らは、最高裁平成4年判決を踏まえれば、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項を是正するために技術基準適合命令を発令する権限を有していないとする被告国（日本）の主張は、電気事業法の趣旨に反すると主張する。しかし、原告らの上記主張は、炉規法及び電気事業法の採用する段階的安全規制の体系を正解せず、同判決の理解を誤るものであって失当である。津波の性質上、波高等に不確定な要素があることを考慮しても、主要建屋の敷地高さと想定津波との間に十分な高低差があることをもって、津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針とされた場合に、津波が主要建屋の敷地高さを超えることを想定した上で、非常用電源設備等の安全確保を求めることが基本設計ないし基本的設計方針からの逸脱であることは明らかであるから、それが逸脱ではないとの原告らの主張は失当である。

原告らが指摘する下山憲司氏の論文によっても、シビアアクシデント対策

が法規制の対象であったと認めることはできず、経済産業大臣が平成23年6月7日付けで発出した指示文書の内容も、省令62号5条の2がシビアアクシデント対策を規定したことの根拠とはならない（後記第4）。

4 なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第2 基本設計ないし基本的設計方針の考え方

1 炉規法の安全規制においては段階的安全規制の体系が採られていること

被告国第9準備書面第2の2(1)ないし(3)（6～12ページ）で述べたとおり、炉規法における安全規制は、原子炉施設の設計から運転に至る過程までを段階的に区分し、それぞれの段階に対応して、一連の許認可等の規制手続を介在させ、これらを通じて原子炉の利用に係る安全の確保を図るという、段階的安全規制の体系が採られている。

原子炉の設置許可に係る安全審査は、段階的安全規制の冒頭に位置づけられており、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を審査、判断するものであり、これに続く原子炉施設の細部にわたる具体的な設計や原子炉施設の建設、工事の前提となる基本的事項を確定する機能を有するものである。そして、これに続く後段規制では、基本設計ないし基本的設計方針が妥当であることを前提として、詳細設計の安全性に問題がないか否か、更には具体的な部材、設備、機器等の強度、機能の確保が図られているか否かといったより細緻な事項へと段階を踏んで審査がされる方法が採用されているのである。

この点、本件事故当時の法令上、発電用原子力設備に関する技術基準を定めた省令62号は、飽くまで、後段規制において、事業用電気工作物の具体的な部材、機器等の機能や安全性等を維持するための基準として位置づけられていたものであり、技術基準適合命令は、後段規制により原子炉施設の安全確保を図る方策として、この技術基準の不適合を是正するものとしてのみ規

定されていたのである。

したがって、経済産業大臣は、後段規制における技術基準に適合しない場合にのみ、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発することができたのであって、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項について、発電用原子力設備に関する技術基準を定めた省令62号を改正し、あるいはこれを改正した上で技術基準適合命令を発令することにより是正する規制権限を有していなかった。

仮に、既存の原子炉施設において基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に問題が生じ、当該原子炉施設において採用された基本設計ないし基本的設計方針の段階で示された事故防止対策の枠組みの中では当該原子炉施設の安全性が確保できないと判断された場合には、当該基本設計ないし基本的設計方針を変更した上で、変更後の基本設計ないし基本的設計方針の段階で示された事故防止対策の枠組みの中で当該原子炉施設の安全性を確保するために必要な対策を実施すべきである。しかし、上述したとおり、この問題を省令62号の改正や技術基準適合命令により是正する余地はなく、経済産業大臣は、事業者に対し設置変更許可処分の申請を促す行政指導を行い、当該申請があればこれを許可するか否かを判断し、あるいは容易に想定し難いことではあるが、事業者が行政指導に応じず申請しない場合には設置等許可処分を職権により取消すことにより是正し得るほかないのである。

2 基本設計ないし基本的設計方針の意義等

(1) 基本設計ないし基本的設計方針の意義

被告国第6準備書面第4の2（10～12ページ）で述べたとおり、基本設計ないし基本的設計方針という概念は、炉規法の法文上定義されたものではなく、工学的分野における設計において一般的に認められた概念である。

ここでいう基本設計ないし基本的設計方針とは、いずれも原子炉施設の

安全性に係る設計の基本的考え方であって、安全審査の対象となるものであるから、両者を区別する実益に乏しいが、あえてこれを区別すれば、基本設計とは、原子炉施設を設置する上において基本となる設計であり、基本的設計方針とは設計に係る基本的な方針である。

なお、詳細設計は、基本設計ないし基本的設計方針の段階で示された平常運転時における被ばく低減対策及び自然的立地条件も含めた事故防止対策の枠組みの中で、これを具体化し、現実に確保できるものとするための具体的部材、設備等の設計であり、いわゆる後段規制において、その内容が技術基準に適合することが確認されるものである。

(2) 基本設計ないし基本的設計方針の具体的内容

基本設計ないし基本的設計方針は、工学的分野における設計において一般的に認められた概念であるところ、その内容は、工学的分野における専門技術的な知見を有する者において、本件設置等許可処分当時の炉規法23条2項、原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和32年總理府令第83号）1条（昭和35年總理府令第54号による改正後の1条の2）の定める原子炉設置許可申請書に記載すべき事項及びこれらの規定に基づき原子炉設置（変更）許可処分の申請者からの具体的な申請の内容、さらには原子炉設置（変更）許可が段階的安全規制の冒頭に位置するものであることなどから客観的に把握し得るものである。

基本設計ないし基本的設計方針は、後続の詳細設計等に対して方針を示し枠組みを与えるものであるが、具体的な個々の原子炉の安全審査において、上記の基本設計ないし基本的設計方針として、いかなる事項をいかなる程度まで審査すべきかは、対象となる設備等の災害防止上の位置づけ、安全審査時点における技術的知見、当該設備等の他の産業における利用実績等の事情によって異なり得るのであって、具体的な安全審査の基準あるいは判断基準の策定について処分行政庁に専門技術的裁量が認められるこ

とに照らせば、基本設計ないし基本的設計方針としていかなる事項をいかなる程度まで審査すべきかの具体的な判別についても、処分行政庁の専門技術的な見地からの合理的な判断に委ねられている。

この点については、もんじゅ原子炉設置許可処分無効確認等請求事件の差戻し後の最高裁判決（最高裁平成17年5月30日第一小法廷判決・民集59巻4号671ページ）も「どのような事項が原子炉設置の許可の段階における安全審査の対象となるべき当該原子炉施設の基本設計の安全性にかかる事項に該当するのかという点も、上記の基準の適合性に関する判断を構成するものとして、同様に原子力安全委員会の意見を十分に尊重して行う主務大臣の合理的な判断にゆだねられていると解される。」としている。

(3) 福島第一発電所における津波についての基本設計ないし基本的設計方針

被告国第10準備書面第2の4(2)ア(イ)(20, 21ページ)で述べたとおり、津波に対する事故防止対策については、基本設計ないし基本的設計方針において、敷地高さを想定される津波の高さ以上のものとして津波の侵入を防ぐことを基本とし、津波に対する他の事故防止対策も考慮して、津波による浸水等によって施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないものとすることを求めている。

そして、福島第一発電所の原子炉設置許可処分における安全審査においては、立地条件として「海象」について調査審議され、潮位の記録として、小名浜港（敷地南方約50キロメートル）における観測記録によれば、チリ地震津波（昭和35年）の最高3.1メートルがあることが指摘されているとおり（丙ハ第3号証・1, 2ページ）、申請者（被告東電）は、主要建屋の敷地高さがO.P.+10メートルであるのに対し、設置許可処分当時の想定津波はチリ地震津波によるO.P.+3.1メートルであり、津波の性質上、波高等に不確定な要素があることを考慮しても、敷地高さと想定津波と

の間に十分な高低差があることをもって、津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針としている。被告国は、このような申請者（被告東電）が採用した津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針が妥当なものであると評価した上で原子炉設置許可処分を行ったものである。

なお、想定津波については、その後、被告東電において、津波評価技術に基づき、平成14年に近地津波でO. P. +5. 4から+5. 7メートルに変更し、さらに、平成21年にはO. P. +5. 4から+6. 1メートルに変更したが、それでもなお敷地高さが想定津波を十分上回り、また、津波の浸水等によって原子炉施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれのないものであったことは、前記設置許可処分時と同様であった。

第3 原告ら第29準備書面における具体的結果回避措置について

1 設計基準事象としての具体的回避措置について

(1) 建屋や非常用電源設備等の重要機器の水密化

ア 原告らの主張

原告らは、省令62号4条1項、8条の2、33条4項及び同条5項に基づく具体的な結果回避措置として、水密扉の設置、重要機器の水密化、配管貫通孔等の浸水経路の遮断、排水ポンプの設置などの確保を主張する（原告ら第29準備書面7ページ、第33準備書面2ページ）。

イ 福島第一発電所における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針の変更を要すること

しかしながら、原告らの主張するこれらの措置は、いずれも福島第一発電所の敷地高さを超えて津波が侵入することを想定した上で、電源設備等が被水することによって電源機能を喪失することを防ぐための対策であるから、敷地高さと想定津波との間に十分な高低差があることをもって、津波による浸水等によって原子炉施設の安全機能が重大な影響を

受けるおそれのないものとしていた福島第一発電所における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針とは相容れないものであり、基本設計ないし基本的設計方針の変更を必要とするものである。

(2) 配電盤等の電源設備の設置場所の多様化、分散配置

ア 原告らの主張

原告らは、省令62号4条1項、8条の2、33条4項及び同条5項に基づく具体的な結果回避措置として、配電盤及び非常用ディーゼル発電機等の電源設備の設置場所の多様化、分散配置を主張する（原告ら第29準備書面8、9ページ、第33準備書面2、3ページ）。

イ 福島第一発電所における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針の変更を要すること

しかしながら、原告らの主張するこれらの措置は、いずれも、福島第一発電所の敷地高さを超えて津波が侵入し、津波による浸水によって複数の機器が同時に機能喪失することを防ぐための対策であることから、敷地高さと想定津波との間に十分な高低差があることをもって、津波による浸水等によって原子炉施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれのないものとしていた福島第一発電所における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針とは相容れず、その変更を必要とするものである。

(3) 直流電源の確保

ア 原告らの主張

原告らは、省令62号4条1項、8条の2、33条4項及び同条5項に基づく具体的な結果回避措置として、直流電源確保のための蓄電池（バッテリー）の備蓄、大容量化などを主張する（原告ら第29準備書面9、10ページ、第33準備書面3ページ）。

イ 原告らの主張する長時間の全交流電源喪失への対策としての直流電源の確保は、法規制の対象外であったシビアアクシデント対策を求めるも

のであり、基本設計ないし基本的設計方針及び詳細設計の問題とはなり得ないこと

この点、原告らは、省令62号33条5項について、「『長時間』のそれを規定する内容に改正した上で規制権限を行使する必要がある。」（原告ら第33準備書面2ページ）とし、直流電源の確保について、「…33条4項、同条5項が根拠となる。ただし、同条5項について改正が必要な点は上記のとおりである。」（原告ら第33準備書面3ページ）としていることからすると、原告らの主張する直流電源の確保のための蓄電池（バッテリー）の備蓄、大容量化は、長時間の全交流電源喪失への対策としての直流電源の確保を求めるものである。

しかしながら、原告らの主張する長時間の全交流電源喪失への対策としての直流電源の確保は、法規制の対象外であったシビアアクシデント対策を求めるものであり、基本設計ないし基本的設計方針の問題となり得ず、詳細設計の問題ともなり得ない。

すなわち、本件事故当時の安全設計審査指針においては、まず、全交流電源喪失の発生を防止するための種々の設計上の考慮を求めた上で、それにもかかわらず全交流電源喪失が発生した場合においても、交流電源が復旧するまでの短時間の全交流電源喪失に対する設計上の考慮を求めており（平成13年安全設計審査指針27），長時間の全交流電源喪失を規定したものではない（なお、前記指針27を受けた規定である省令62号33条5項においても、施設すべき直流電源である蓄電池等の容量については、短時間の全交流電源喪失時において、原子炉を安全に停止かつ停止後冷却するための設備が動作することができるだけの容量を求めているのであって、長時間の全交流電源喪失に対応するだけの容量を求めているわけではない）。そして、この「短時間」というのは、当時、外部電源及び非常用電源とも短時間で復旧できているという我が

国の実績があつたこと等に基づいた、技術的にみて合理的な安全設計上の想定に基づくものであった。

したがつて、原告らが主張する措置が、上記のような実績に基づく合理的な安全設計上の想定を大幅に超え、長時間、外部電源及び非常用電源のいずれも復旧できないような全交流電源喪失に対応するための蓄電池の備蓄、大容量化を求めるものであれば、原告らの主張する当該措置は、シビアアクシデント対策を求めるものである。そして、平成24年の炉規法改正前においては、シビアアクシデント対策は法規制の対象とされておらず、同改正前の炉規法下においては、安全設計上想定される外部事象及び内部事象について事故防止対策を行うことを求めるものとなっていた。すなわち、基本設計ないし基本的設計方針は、飽くまで、法律上要求された事故防止対策を行うことを目的として、申請者が設定し、設置等許可処分において、被告国がその妥当性を確認することとしていたものであるから、安全設計上の想定を大幅に超える事象であるシビアアクシデントへの対策という法規制の対象でなかったものについては、そもそも、これを目的とした基本設計ないし基本的設計方針というもの自体を観念することができなかつたものである。そして、詳細設計は、基本設計ないし基本的設計方針の段階で示された事故防止対策の枠組みの中で、これを具体化し、現実に確保できるものとするための具体的部材、設備等の設計であることから、シビアアクシデント対策が基本設計ないし基本的設計方針の問題となり得ない以上、詳細設計の問題ともなり得ない。そのため、経済産業大臣が、省令62号に基づき、あるいは、同省令を改正して、原告らが主張する前記措置を講ずるよう技術基準適合命令を発令することはできなかつたものである。

(4) 可搬式電源設備（電源車等）の配置

ア 原告らの主張

原告らは、省令62号4条1項、8条の2、33条4項及び同条5項に基づく具体的な結果回避措置として、移動式バッテリー車や可搬性の高いバッテリーの配備などを主張する（原告ら第29準備書面10ページ、第33準備書面3ページ）。

イ 津波による非常用ディーゼル発電機等の機能喪失を想定した対策であれば、福島第一発電所における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針の変更を要すること

(ア) この点、原告らは、「複数ある非常用ディーゼル発電機が浸水によって同時に機能喪失した場合には、外部から可搬式の電源車などを接続することで、電源供給を行うことができる」（原告ら第29準備書面10ページ）と主張していることからすれば、上記措置は、福島第一発電所の敷地高さを超えて津波が侵入し、これにより非常用ディーゼル発電機等が機能喪失した場合の対策として配置を求めるものである。そうすると、それは、福島第一発電所の敷地高さを超えて津波が襲来することを前提とした対策であることから、敷地高さと想定津波との間に十分な高低差があることをもって、津波による浸水等によって原子炉施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれのないものとしていた福島第一発電所における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針とは相容れず、その変更を必要とするものである。

(イ) 一方、保安院は、本件事故後の平成23年3月30日に、行政指導として、本件事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施を指示しているが、同対策の内容の1つに、緊急時の電源確保として「原子力発電所内の電源が喪失し、緊急時の電源が確保できない場合に、必要な電力を機動的に供給する代替電源の確保」（丙ハ第49号証）を求めているところ、可搬式電源設備は、必要な電力を機動的に供給する代替電源に含まれる。

そして、上記緊急安全対策は、敷地高さを想定される津波の高さ以上のものとして津波の侵入を防ぐことを基本とし、津波による浸水等によって施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないものとするという基本設計ないし基本的設計方針に関する規制上の要求を満たさない事態の発生を前提に行われたものではなく、そのような事態が発生しないことを前提に行われたものである。すなわち、上記緊急安全対策に係る設備の確保は、上記基本設計ないし基本的設計方針に関する規制上の要求の枠組みの中で、その実現可能性を詳細設計の追加により強化するものである。

したがって、上記緊急安全対策は、基本設計ないし基本的設計方針の変更をするものではなく、省令62号の解釈の改正ないし同省令の改正により対応された。

すなわち、保安院は、同日に、上記緊急安全対策の実施を指示するとともに、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」を一部改正し、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用予備動力装置の施設を求めた規定である同省令33条2項について、「津波により全て機能を喪失した場合にあっては、原子炉の冷却維持に係る計測装置等に必要な電源容量が移動式発電装置等から給電可能なように、同発電装置から受電盤等接続箇所までの電源ケーブルの配備等により機動的な復旧対策が講じられるよう設備すること」との解釈を追加した（丙ハ第100号証）。

このように解釈が一部改正されたのは、内部事象に対する事故防止対策に関する当該規定を外部事象に拡大して適用するという趣旨ではなく、飽くまで、当該規定が従来から目的としていた事故防止対策の実現可能性を一層強化することにある。具体的には、同項の保安電源設備の規定は、基本設計ないし基本的設計方針においては重要度の特

に高い安全機能を有する構築物系統及び機器が非常用所内電源からも電力の供給が受けられる設計を求めているところ（平成13年安全設計審査指針48），同項の解釈の改正により，原子炉の冷却維持に係る計測装置等に必要な電源を供給する機能を強化するため，移動式発電装置等から受電盤までの電源ケーブルの配備等の詳細設計に係る要求を追加したものである。このことは，平成23年4月12日時点の「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令と解釈に対する解説」（丙ハ第68号証）において，33条の「関連安全設計審査指針」として同指針27，48のみが列挙され，外部事象（津波を含む）に対する設計上の考慮を求めた同指針2，3及び耐震設計審査指針を挙げていないことからも明らかである。

その後，当該設備要求を基本設計ないし基本的設計方針において示された内部事象に対する事故防止対策の実現可能性を一層向上させるものとして整理するよりも，基本設計ないし基本的設計方針において枠組みを示された外部事象（津波）に対する事故防止対策の実現可能性を詳細設計の追加により向上させるものと整理する方が，緊急安全対策の指示内容との関係において，より整合的なものであると判断されたため，かかる整理を明示的なものとするべく，同年10月7日に新たに省令62号5条の2として規定された。

このように緊急安全対策は，本件事故において，津波の影響により全交流電源を喪失し，冷却機能が失われたことなどの知見に基づき，基本設計ないし基本的設計方針において示された事故防止対策を強化，拡充するものであり，省令62号で対処したのは，従来の事故防止対策を目的とした基本設計ないし基本的設計方針に係る要求の枠内で詳細設計に係る要求内容を強化，拡充することで事故防止対策の強化を図るためのものであったからである。このように，緊急安全対策は，

上記の知見を踏まえて、従来の事故防止対策を目的とした基本設計ないし基本的設計方針に係る要求の枠内で詳細設計に係る要求内容を強化、拡充することで講じ得た措置であって、原告らが規制権限不行使の違法性を主張する平成18年当時の知見はもとより本件事故当時の知見においても、被告国が省令に基づき可搬式電源設備の配置をさせなかつたことが不合理であるとはいえない。

(5) 冷却機能の確保

ア 原告らの主張

原告らは、省令62号4条1項、8条の2に基づく具体的な結果回避措置として、海水ポンプの機能喪失に備えて、貯水池を設置し、貯水池や海水ピットから吸い込むためのポンプ、水中ポンプの設置等が必要であり、また、電源を要さずに外部からの注水を可能とするポンプ、海水に頼らない空冷の冷却ラインの準備など複数の確実な注水手段が必要であると主張する（原告ら第29準備書面11ページ、第33準備書面3、4ページ）。

イ 敷地高さを超える津波が到来することを前提とした対策であれば、福島第一発電所における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針の変更を要すること

この点、原告らの上記主張が、福島第一発電所の敷地高さ（O. P. +10メートル）を超えて津波が侵入して冷却機能を喪失することを防止するために複数の確実な注水手段を講じるべきという趣旨であれば、それは、福島第一発電所における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針とは相容れず、その変更を必要とするものである。

なお、被告国第10準備書面第6の3(3)（61、62ページ）で述べたとおり、福島第一発電所においては、O. P. +10メートルの敷地高さに、同発電所2号機及び4号機用として、海水不要の空冷式非常用

ディーゼル発電機が設置されていたところ、同発電所1号機及び3号機についても、それぞれ同発電所2号機ないし4号機の空冷式非常用ディーゼル発電機から交流電源の供給を受けることが可能であったのであり、仮に外部電源が喪失し、O.P.+10メートルに満たない津波により水冷式の非常用ディーゼル発電機の海水ポンプが機能喪失しても交流電源の供給が可能であった。また、最終ヒートシンクについても、復水器タンクあるいは復水貯蔵タンク及び圧力抑制室への注水によって継続した炉心冷却が可能であった。

また、前記緊急安全対策の1つに緊急時の最終的な除熱機能の確保があり、「海水系施設又はその機能が喪失した場合を想定した機動的な除熱機能の復旧対策の準備」が求められているが、これについては、前記(4)イ(イ)(11ページ)で述べた「緊急時の電源確保」対策と同様、既に基本設計ないし基本的設計方針において示されている事故防止対策の枠組みの中で、詳細設計に係る要求内容を強化、拡充することで事故防止対策の強化を図るものである。具体的には、省令62号16条6号の循環設備等の規定は、基本設計ないし基本的設計方針においては残留熱を除去できる機能を有した設計及び残留熱を最終的な熱の逃がし場に輸送できる設計を求めているところ(平成13年安全設計審査指針24, 26), 同号の解釈の改正により、原子炉停止時に発生した残留熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する機能を強化するため、予備電動機の配備等の詳細設計に係る要求を追加し、事故防止対策の強化を図ったものである。これらの対策は、飽くまで本件事故による知見を踏まえて、従来の事故防止対策を目的とした基本設計ないし基本的設計方針に係る要求の枠内で詳細設計に係る要求内容を強化、拡充することで講じ得た措置である。本件事故当時、被告東電は、空冷式非常用ディーゼル発電機を備えていた上、海水ポンプの機能維持対策として、津波評価技術に基づき計算さ

れた設計津波水位に応じて、適宜、海水ポンプ用モーターのかさ上げや、海水ポンプ用モーターのシール処理対策等を講じていたのであって（東電事故調査報告書17～19ページ）、原告らが規制権限不行使の違法性を主張する平成18年当時の知見はもとより本件事故当時の知見においても、被告国が、冷却機能の確保として、原告が主張する前記対策を講ずるよう規制権限行使しなかったことが不合理であったとはいえない。

2 シビアアクシデント対策としての具体的回避措置について

(1) 原告らの主張

原告らは、シビアアクシデント対策としての具体的回避措置として、省令62号8条の2、33条4項及び同条5項に基づき、また、本件事故後に設けられた省令62号5条の2のような規定を新設して、①消防系ポンプによる原子炉および格納容器への注水手段の確保、②格納容器の減圧機能の確保、③電源融通（全電源喪失対応策）を講ずるべきであった旨主張する（原告ら第29準備書面12～15ページ、原告ら第33準備書面4、5ページ）。

(2) シビアアクシデント対策は法規制の対象とはされておらず、省令62号の規定に基づき、また、省令62号を改正してシビアアクシデント対策を実施することはできなかったこと

被告国第10準備書面第6の2（49～59ページ）で述べたとおり、シビアアクシデント対策は、平成24年の炉規法改正に至るまで法規制の対象とされておらず、炉規法及び原子力安全委員会が定めた指針類を前提とした省令62号においてシビアアクシデント対策を規定することはできなかった。

すなわち、原告らが上記対策を採るべき根拠として主張する省令62号8条の2、33条4項及び同条5項はシビアアクシデント対策を規定したものではないから、これらの規定に基づき、上記(1)①ないし③の対策を講

することはできず、また、省令62号にシビアアクシデント対策を規定して上記(1)①ないし③の対策を講ずることもできなかつた。

なお、前記1(3)イ(8ページ)のとおり、シビアアクシデントは、従前の事故防止対策において想定される設計基準事象を大幅に超える事象であり、平成24年炉規法改正前において法規制の対象とはされていなかつたのであるから、同改正前において、シビアアクシデント対策は基本設計ないし基本的設計方針の問題とはなり得ない。また、詳細設計は、基本設計ないし基本的設計方針の段階で示された事故防止対策の枠組みの中で、これを具体化し、現実に確保できるものとするための具体的部材、設備等の設計であることから、シビアアクシデント対策は詳細設計の問題ともなり得ない。

また、前記1(4)イ(1)(11ページ)のとおり、本件事故後に新設された省令62号5条の2は、基本設計ないし基本的設計方針が示した津波に対する事故防止対策の実現可能性を確保するため詳細設計上の要求を規定したものであり、シビアアクシデント対策を規定したものではない。

このように、平成24年の炉規法改正前においては、シビアアクシデント対策は法規制の対象とはされていなかつたが、被告国が、シビアアクシデント対策を電気事業者の自主的な取組として、継続的な行政指導を行ってきたことは、被告国第5準備書面第3の1(33~48ページ)、第9準備書面第6(76~86ページ)で述べたとおりである。

第4 原告ら第32準備書面に対する反論

1 経済産業大臣は、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項を是正するために、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発令することはできなかつたこと

(1) 被告国の主張が法の趣旨に反するとの原告らの主張が失当であること

ア 原告らの主張

原告らは、炉規法24条1項3号、同4号の趣旨につき、最高裁平成4年判決（最高裁平成4年10月29日・民集46巻7号1174ページ。伊方原発訴訟最高裁判決）が「右災害が万が一にも起こらないようにするため」と判示したとおり、炉規法の趣旨が「災害の発生の防止にある以上、特定の事故や事象に限定をしてその対策をたてれば足りるというものでは」なく、電気事業法39条の趣旨も「原子力発電所から万が一にも災害が発生しないようするため」に、最新の科学技術基準に即応して安全規制の基準をつくるところにあることからすれば、経済産業大臣が基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項を是正するために、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発令することはできなかつたとの被告国の主張は「法の趣旨に反する」と主張する（原告ら第32準備書面5～10ページ）。

また、原告らは、電気事業法40条の「『改造、移転、使用制限』という規制内容は基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項を包含している、と解される」のであり、「経済産業大臣は、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事故を是正するために技術基準適合命令を発令する権限を有していない」とする被告国（日本）の主張は、電気事業法の明文規定に反する」と主張する（同8ページ）。

イ 原告らの主張が失当であること

(ア) 平成24年炉規法改正に至るまで、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項について技術基準適合命令を発令する権限は経済産業大臣に授権されていなかったこと

被告国第9準備書面第2の2(2)イ（11、12ページ）のとおり、電気事業法40条は、詳細設計についての規定である「技術基準に適合していないと認めるとき」に事業用電気工作物の修理、改造等のほ

か、使用の一時停止、使用の制限を命令（技術基準適合命令）することができると規定しており、平成24年改正前炉規法下においては、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針が平成24年改正前炉規法24条1項4号の設置許可基準に適合しないことが明らかとなつた場合に、技術基準適合命令を発して当該基本設計ないし基本的設計方針の是正を命ずることができると解し得る規定は法律上存在しなかつた。

そのため、設置許可基準に適合しない場合に使用停止等処分をなし得ることを定めた平成24年改正後の炉規法43条の3の23は、設置法附則17条において新たに創設されたものであつて、それ以前から有していた権限を確認するために明文化したものではないことは、被告国第10準備書面第3の2及び3（34～36ページ）で述べたとおりである。

このように、平成24年に炉規法が改正されるに至るまで、設置許可処分に当たって審査の対象となる基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項について技術基準適合命令を発令する権限は経済産業大臣に授権されていなかつた。もっとも、原子炉施設の設置許可に当たつては、十分かつ適切な安全審査が実施されていたが、仮に、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項について、事後的に問題が判明し、基本設計ないし基本的設計方針の段階で示された事故防止対策の枠組みの中では当該原子炉施設の安全性が確保できないと判断された場合には、当該基本設計ないし基本的設計方針を変更した上で、変更後の基本設計ないし基本的設計方針の段階で示された事故防止対策の枠組みの中で当該原子炉施設の安全性を確保するために必要な対策を実施すべきであるとされていた。そのため、上記の場合には、平成24年改正前の炉規法上、原子炉設置者に対して、原子炉設置変更許可を申

請するよう行政指導により促し、電気事業者から同申請を受けた上で、再度、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性から審査し、原子炉設置変更許可処分をするなどして是正を図ることができたにとどまるのである。

原告らは、明文の根拠がなくとも基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項を是正するために技術基準適合命令を発令する権限が経済産業大臣にあったかのように主張するが、強制的に権利を制限し義務を課すような行政作用を行う場合には、組織法において抽象的な所掌事務を定める規定を根拠とするだけでは足りず、具体的な作用法の規定による授権が必要であるとされているのであるから（芝池義一・行政法総論講義〔第4版〕51, 52ページ），作用法による根拠規定がないにもかかわらず経済産業大臣に上記権限があったということができないことは明らかである。

(イ) 原告らの主張は段階的安全規制の体系を正解しないものであること
これまで述べたとおり、炉規法及び電気事業法は、段階的安全規制の体系を採用したものであるところ、原告らの上記主張はこの点を正解しないものである。

a 電気事業法40条の「改造」、「移転」、「使用制限」は後段規制の内容であること

原告らは、上記アのとおり、電気事業法40条における「改造」、「移転」、「使用制限」という規制内容は、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項を包含していると主張するが、電気事業法40条における規制内容は、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項ではなく、飽くまでも後段規制により原子炉施設の安全確保を図る方策として、技術基準の不適合を是正するものとしてのみ規定されていたものであるから、そのように解される根拠はない。

なお、技術基準適合命令の内容は、当該事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止又は使用の制限で、当該事業用電気工作物の詳細設計を技術基準に適合させるために必要な範囲に限定されると解されている。例えば、当該事業用電気工作物の修理又は改造をもって事足りる場合に、移転を命ずるのは適当ではなく、使用の一時停止命令は、修理、改造等、当該事業用電気工作物を技術基準に適合させるため何らかの措置が講ぜられるまでの間、これに必要な限度で行われるものである。使用の制限は、使用の停止に及ばないものの、当該事業用電気工作物の修理、改造等のため、出力を一定程度以下にして使用させる必要があるような場合などに行われる（丙ハ第13号証174ページ）。

この点、具体例として、平成16年9月27日美浜発電所3号機に対する技術基準適合命令を発令した事例がある（丙ハ第101号証「美浜発電所3号機に対する技術基準適合命令について」）。本事例は、平成16年8月9日に発生した美浜発電所3号機における二次系配管破損事故に関し、立入検査を行った際に、当該破損箇所が当該電気工作物を施設した時の技術基準を満たしていないものとして、技術基準に適合するように命じたものである。これは、配管の耐圧部分の肉厚という詳細設計に係る事項について、技術基準が配管の耐圧部分は4.7ミリメートル以上を有するものでなければならぬとしているが、立入検査の破損部周辺の肉厚測定でA系の構造中の最も薄いところで0.6ミリメートルであったことが判明したため、当該事業用電気工作物の破損箇所に係る配管耐圧部分の肉厚を技術基準に適合させるために、これを一時停止させるに至った例である。本事例のように、事業用電気工作物の詳細設計に係る事項が技術基準に適合していないと判断された場合であっても、当該

事業用電気工作物の修理、改造等の措置を講じさせるために、施設の使用の停止をする必要があると判断され、一時停止させる技術基準適合命令を発令するに至ったのである。

以上のとおり、原告らの上記主張は、段階的安全規制の体系を正解せず、単に電気事業法40条における「改造」「移転」「使用制限」という単語のみに拘泥し、当該単語の意味内容から、あたかも当該規制内容が基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項を包含していると主張しているにすぎないのであって、失当というほかない。

b 最高裁平成4年判決は上記のような安全確保対策の体系を否定するものではないこと

また、原告らは、上記のとおり、被告国の主張が、炉規法24条1項4号の趣旨について「災害が万が一にも起こらないようにするため」と判示した最高裁平成4年判決の趣旨に反すると主張する。

しかしながら、同判決は、飽くまで「右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される。」と説示しているとおり、設置許可基準に基づき、十分な安全審査を行うべきことを判示する中で「災害が万が一にも起こらないようにするため」と述べたものであり、設置許可基準や技術基準との関係において、何らかの具体的な規範となることを示したものではない。このことは、同判決の判例解説（高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇（平成4年度）417、418ページ）において、あらゆる科学技術の分野において、絶対的に災害発生の危険がないといった絶対的な安全性は、達成することも要求することもできないものとされ、いわゆる相対的

安全性の考え方が採用されており、このような考え方は、原子炉の安全性についても同様である旨解説されているとおりであって、同判決も、どのような異常事態が生じても、原子炉内の放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対にないといった達成不可能なレベルの安全性を要求したものではない。まして、最高裁平成4年判決は、上記で述べた段階的安全規制の体系や合理性が認められる安全確保対策の体系を否定したものではなく、具体的な作用法の規定による授権がないにもかかわらず規制行政庁に規制権限があることを示したものでもない。

炉規法及び電気事業法が段階的安全規制の体系を採用し、炉規法及び電気事業法の下、原子力安全委員会が策定する指針類及び省令62号において安全確保対策の体系を採用しているのであり、電気事業法40条の文言解釈としても趣旨解釈としても、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項について、省令62号の改正や電気事業法40条に基づき経済産業大臣が発する技術基準適合命令により規制することはできなかったといわざるを得ないのである。

したがって、被告国の主張は炉規法及び電気事業法の趣旨に反するものではなく、原告らの上記主張は失当である。

(2) 津波が敷地高さを超えることを想定した上で対策を講じることが基本設計ないし基本的設計方針からの逸脱ではないという原告らの主張が失当であること

ア 原告らの主張

原告らは、「被告国が、『敷地高さを想定される津波の高さ以上のものとして津波の侵入を防ぐことを基本』とするとしているのは、それを達成するための有効な手段をこれに限るのではなく、これ以外の手段も容

認する余地を認める趣旨を明らかにしたものである」から、「津波が主要建屋の敷地高さを超えることを想定したうえで、なお非常用電源設備等の安全確保を求めるることは、基本設計ないし基本的設計方針からの逸脱ではないのであるから、こうした安全対策を、詳細設計の段階の規制とされる電気事業法39条及び40条の技術基準によって確保することを求める権限も、経済産業大臣の権限に属するはずである」と主張する（原告ら第32準備書面13、14ページ）。

イ 被告国の反論

しかしながら、前記第2の2(3)（6ページ）のとおり、福島第一発電所においては、申請者（被告東電）が、主要建屋の敷地高さはO.P.+10メートルであるのに対し、設置許可処分当時の想定津波はチリ地震津波によるO.P.+3.1メートルであり、敷地高さと想定津波との間に十分な高低差があることをもって津波の侵入を防ぐことを津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針とし、被告国も、このような申請者（被告東電）が採用した津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針が妥当なものであると評価して原子炉設置（変更）許可処分をしたものである。

このように、福島第一発電所においては、敷地高さと想定津波との間に十分な高低差があり、敷地高さによって津波の侵入を防ぐことが津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針とされていたのであるから、かかる敷地高さを超えて津波が侵入することを想定した対策は、福島第一発電所における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針とは相容れず、その変更を要するものである。

したがって、福島第一発電所における津波対策として、津波が主要建屋の敷地高さを超えることを想定した上で、なお非常用電源設備等の安全確保を求めるることは、基本設計ないし基本的設計方針からの逸脱では

ないとの原告らの主張は、福島第一発電所における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針を理解しないものであり、失当である。

2 シビアアクシデント対策は法規制の対象とはされていなかったこと

(1) 我が国の法制度上、平成24年の炉規法改正に至るまでシビアアクシデント対策は法規制の対象とされていなかったこと

ア 原告らの主張

原告らは、平成24年改正前炉規法の「災害の防止」にいう「『災害』は、原子炉に起因する放射線障害を含む人的物的被害を意味し、また、その防止は、その過程である事象や事故などその程度・規模の大小を問わず、従業員及び一般公衆に対する危害、とりわけ、周辺の公衆に（著しい）放射線障害・災害を与えないことを射程に入れているといえよう。それゆえ、S Aという整理・分類が炉規法制定当初はなかったとしても、後述の伊方原発訴訟最高裁判決にも見られるように、その後の科学・技術の進展に合わせて、『災害の防止』のため必要な場合にはS A対策を規制の仕組みに取り入れ、適時かつ適切に具体的な規制基準の設定とその実施を炉規法・電事法は許容し、かつ、本来、それを義務付けるものと理解すべきである」との下山憲治氏の論文（甲ハ第36号証）を指摘して、「シビアアクシデント対策が本件事故以前まで一切法規制の対象でなかったとする被告国（日本）の主張は、炉規法や電気事業法の趣旨・目的に反することは明らかである」と主張する（原告ら第32準備書面18, 19ページ）。

イ 被告国の反論

しかしながら、前記1(1)イ(イ)b(22ページ)のとおり、最高裁平成4年判決は、飽くまで「右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、

科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される。」と説示しているとおり、設置許可基準に基づき、十分な安全審査を行うべきことを判示する中で「災害が万が一にも起こらないようにするため」と述べたものである。そして、同判決の判例解説（高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇（平成4年度）417, 418ページ）においても、あらゆる科学技術の分野において、絶対的に災害発生の危険がないといった絶対的な安全性は、達成することも要求することもできないものとされ、いわゆる相対的安全性の考え方が採用されており、このような考え方は、原子炉の安全性についても同様である旨解説されているのであって、同判決も、どのような異常事態が生じても、原子炉内の放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対にないといった達成不可能なレベルの安全性を要求したものではない。

そして、被告国第7準備書面第7の2（62～66ページ）、同第9準備書面第3の1（17～30ページ）、同第10準備書面第6の2（49～59ページ）で述べたとおり、炉規法制定当時シビアアクシデントとして整理された概念ではなく、シビアアクシデント対策は平成24年炉規法改正において、創設的に法規制の対象とした旨が審理経過からもうかがわることなどからすれば、同改正前の炉規法がシビアアクシデント対策を法規制の対象としていなかったことは明らかである。

（2）省令62号5条の2はシビアアクシデント対策を規定したものではないこと

ア 原告らの主張

原告らは、経済産業大臣が平成23年6月7日付けで発出した「平成23年福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施について（指示）」（以下「平成23年6月7日付け指示」という。）は、「シビアアクシデント

対策の措置を指示するものであることが明記されているところ、これは同年3月30日付緊急安全対策を受けてのものであることが明記されている」から、上記緊急安全対策はシビアアクシデント対策を念頭に置いたものであり、それを受け省令62号5条の2がシビアアクシデント対策を規定したものであることも明らかである旨主張する（原告ら第32準備書面20、21ページ）。

イ 被告国の反論

しかしながら、平成23年6月7日付け指示（丙ハ第102号証）においては、同指示により対策を求める措置がシビアアクシデント対策であることは明記されているものの、緊急安全対策がシビアアクシデント対策であることをうかがわせる記載はない。すなわち、上記指示（丙ハ第102号証）には、「経済産業省（以下「当省」という。）は、『平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について（指示）』（平成23年3月30日付け平成23・03・28原第7号）において、各電気事業者等に対し、同事故を踏まえ、津波により3つの機能（交流電源を供給する全ての設備の機能、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備の機能及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能）の喪失を想定した緊急安全対策の実施を指示し、各電気事業者等からその実施状況の報告を受け、厳格な確認を行いました。その結果、各電気事業者等において、緊急安全対策が適切に実施されていることを確認し、炉心損傷等の発生防止に必要な安全性は確保されているものと判断しました」とした上で、「今般、平成23年に発生した福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部において、同事故に関する報告書を取りまとめ、同事故を収束するための懸命な作業の中で抽出された課題（シビアアクシデントへの対応）から、万一シビアアクシデント（炉心の重大な

損傷等)が発生した場合でも迅速に対応するための措置を整理しました」(丙ハ第102号証1枚目)として、「直ちに取り組むべき措置」として「1. 中央制御室の作業環境の確保」等の5つの措置を挙げているのであって、同文書の記載によっても、緊急安全対策をシビアアクシデント対策と認める記載はなく、同文書により対応を求める措置がシビアアクシデント対策であるとしても、緊急安全対策がシビアアクシデント対策を求めたものと解すべき理由はない。

原告らの前記主張は、平成23年6月7日付け指示(丙ハ第102号証)の内容を正解しないものであり、明らかに失当である。

以上

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使 用 書 面	ペ ー ジ	備 考
訴状訂正申立書	平成25年5月2日付け訴状訂正申立書	答弁書	1	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	2	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	答弁書	2	
福島第一発電所事故 又は 本件事故	平成23年3月11日に相被告東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した放射能漏れ事故	答弁書	2	
国賠法	国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）	答弁書	2	
ソ連	ソビエト連邦	答弁書	2	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）	答弁書	7	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号）	答弁書	8	
原災法	原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）	答弁書	9	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	11	
原子力安全基盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構（J N E S）	答弁書	12	
日本版評価尺度	原子力発電所事故・故障等評価尺度	答弁書	13	
新指針 又は 平成18年 耐震設計審	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年改訂後のもの）	答弁書	15	

査指針				
旧指針 又は 平成13年 耐震設計審 査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設 計審査指針（平成13年改訂後平 成18年改訂前のもの）	答弁書	15	
O. P.	小名浜港工事基準面（「Onahama P eil」）	答弁書	18	
本件地震	平成23年3月11日に発生した マグニチュード9.0の東北地方 太平洋沖地震	答弁書	18	
政府事故調 査中間報告 書	東京電力株式会社福島原子力発電 所における事故調査・検証委員会 作成の平成23年12月26日付 け「中間報告」	答弁書	19	
東電事故調 査最終報告 書	東京電力株式会社作成の平成24 年6月20日付け「福島原子力事 故調査報告書」	答弁書	19	
国会事故調 査委員会	国会における第三者機関による調 査委員会（東京電力福島原子力発 電所事故調査委員会）	答弁書	19	
国会事故調 査報告書	国会における第三者機関による調 査委員会（東京電力福島原子力発 電所事故調査委員会）が発表した 平成24年7月5日付け報告書	答弁書	19	
中間指針(第 一次追補)	東京電力株式会社福島第一、第二 原子力発電所事故による原子力損 害の範囲の判定等に関する中間指 針追補（自主的避難等に係る損害 について）（第一次追補）（平成 23年12月6日原子力損害賠償 紛争審査会決定）	答弁書	30	
中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二 原子力発電所事故による原子力損 害の範囲の判定等に関する中間指	答弁書	30	

	針（平成23年8月5日原子力損害賠償紛争審査会決定）			
円滑化会議	原子力損害賠償円滑化会議	答弁書	31	
バックチャックルール	新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について（平成18年9月20日原子力安全・保安院決定）	答弁書	38	
本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置（変更）許可処分	答弁書	43	
最高裁平成4年判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決	答弁書	46	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第1準備書面	2	
原告ら第2準備書面	2013（平成25）年7月12日付け第2準備書面（原子炉設置許可処分と国賠法1条1項の関係）	第1準備書面	5	
昭和39年原子炉立地審査指針	原子炉立地審査指針およびその適用に関する判断のめやすについて（昭和39年5月27日原子力委員会決定）	第1準備書面	13	
昭和45年安全設計審査指針	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について（昭和45年4月23日原子力委員会決定）	第1準備書面	13	
重大事故	敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故	第1準備書面	14	

仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故	第1準備書面	1 4	
原告ら第1準備書面	2013(平成25)年7月12日付け第1準備書面(被告国の求釈明に対する回答)	第1準備書面	2 6	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術(土木学会原子力土木委員会)	第1準備書面	3 5	
地震本部	地震調査研究推進本部	第1準備書面	3 6	
長期評価	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について (平成14年7月31日地震調査研究推進本部発表)	第1準備書面	3 7	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第1準備書面	4 2	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第1準備書面	4 2	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第1準備書面	4 2	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第1準備書面	4 2	
技術基準	発電用原子力設備に関する技術基準	第1準備書面	5 3	
訴えの変更申立書	2013(平成25)年10月2日付け訴えの変更申立書	第2準備書面	1	
原告ら第5準備書面	2013(平成25)年10月2日付け第5準備書面(規制権限不行使の違法性の判断枠組みと考慮要素等)	第3準備書面	1	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第3準備書面	1	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号	第3準備書面	1	

	1032ページ			
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802ページ	第3準備書面	1	
本件各判決	宅建業者最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決、クロロキン最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第3準備書面	1	
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第3準備書面	1	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第3準備書面	1	
被告国への求釈明	2013(平成25)年10月18日付けの「被告国への求釈明」(規制権限不行使の違法性を判断する際の考慮要素について)と題する書面	第3準備書面	2	
宅建業法	宅地建物取引業法	第3準備書面	3	
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第3準備書面	8	
その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第3準備書面	12	
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第4準備書面	5	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第4準備書面	7	
保安院	原子力安全・保安院	第4準備書面	11	
後段規制	設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制	第4準備書面	14	
平成13年	平成13年3月29日に一部改訂	第4準備	23	

安全設計審査指針	がされた安全設計審査指針	書面		
原告ら第6準備書面	2013(平成25)年12月6日付け第6準備書面(津波・地震・シビアアクシデントに関する知見)	第5準備書面	1	
原告ら第7準備書面	2013(平成25)年12月11日付け第7準備書面(原子力法体系及び規制権限不行使)	第5準備書面	1	
延宝房総沖地震	1677年11月の房総沖の地震	第5準備書面	5	
貞觀津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来した津波	第5準備書面	19	
佐竹ほか(2008)	石巻・仙台平野における869年貞觀津波の数値シミュレーション(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)	第5準備書面	21	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第5準備書面	22	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第5準備書面	23	
電気事業法	平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第5準備書面	55	
原子力委員会等	原子力委員会又は原子炉安全専門審査会	第6準備書面	1	
耐震設計審	発電用原子炉施設に関する耐震設	第6準備	6	

査指針	計審査指針	書面		
事故解析評価	事故防止対策に係る解析評価	第6準備 書面	9	
原告ら求釈明申立書	原告らの平成26年4月9日付け「被告国と被告東京電力に対する求釈明申立書」	第7準備 書面	2	
ミドリ十字	株式会社ミドリ十字	第7準備 書面	40	
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」	第7準備 書面	48	
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第7準備 書面	55	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（改訂の前後を問わず）	第7準備 書面	93	
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	第9準備 書面	14	
起因事象	異常や事故の発端となる事象	第9準備 書面	19	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）	第9準備 書面	23	
大飯原発訴訟福井地裁判決	福井地方裁判所平成26年5月21日判決	第9準備 書面	41	
推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域	第9準備 書面	56	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	第10準備 書面	11	

起因事象	異常や事故の発端となる事象	第10準備書面	24	
安全系	原子炉施設の重要度の特に高い安全機能を有する系統	第10準備書面	26	
崎山意見書	崎山比早子氏の意見書	第11準備書面	1	
低線量被ばくWG	低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ	第11準備書面	1	
1990年勧告	国際放射線防護委員会(I C R P)が平成2年(1990年)に行つた勧告	第11準備書面	3	
2007年勧告	国際放射線防護委員会(I C R P)が平成19年(2007年)に行つた勧告	第11準備書面	3	
福島第二発電所	被告東電の福島第二原子力発電所	第11準備書面	7	
避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、住民の避難を指示した区域(福島第一発電所から半径20km圏内、福島第二発電所から半径10km圏内の区域)	第11準備書面	7	
屋内退避区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、住民の屋内退避を指示した区域(福島第一発電所から半径20kmから30km圏内の区域)	第11準備書面	8	
計画的避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、計画的な避難を指示した区域(福島第一発電所から半径20km以遠の周辺地域のうち、事故発生から1年内に積算線量が20mSvに達するおそれのある区域)	第11準備書面	8	
緊急時避難	被告国が、原災法に基づき、各地	第11準備書面	8	

準備区域	方公共団体の長に対し、緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域（福島第一発電所から半径 20 km 以上 30 km 圏内の区域から計画的避難区域を除いた区域のうち、常に、緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること、及び、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域）	備書面		
特定避難勧奨地点	計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない、本件事故発生から 1 年間の積算線量が 20 mSv を超えると推定される空間線量率が続いている地点	第 11 準備書面	8	
山本氏	山本哲也原子力安全・保安院首席統括安全審査官	第 12 準備書面	1	
平成 3 年溢水事故	平成 3 年 10 月 30 日に発生した福島第一発電所 1 号機補機冷却水系海水配管からの海水漏洩	第 12 準備書面	1	
平成 23 年 6 月 7 日付け指示	平成 23 年福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施について（指示）	第 13 準備書面	26	